

7 公園における許可手続き

「公園でイベントを行う」、「公園内に施設を設置・管理する」など、公園内で活動する際には原則として公園条例に基づき、所定の手続きを行う必要があります。ここでは公園愛護会の皆様に関連する許可に関する手続きについてご案内します。

わかりやすい表現にするため、専門用語を他の言葉に置き換えています。このため、公園条例や都市公園法などの表現と異なっている場合があります。

(1) 公園施設設置許可

行政(公園管理者)以外の第三者が公園内にジュースなどの自動販売機や売店を自ら設置する場合におこないます。許可にあたって使用料が発生し、原則として有償となります。

[公園愛護会や地域の皆さんに関連するものは]

愛護会が愛護会倉庫を設置する場合や、自治会町内会で設置する防災倉庫、消防団が設置する消防備蓄庫などが該当します。なお、これらの場合は、申請者が愛護会や自治会・町内会などの場合、原則として使用料が100%免除され、無償となります。許可期間は5年で、継続するには更新手続きが必要となります。

設置にあたっては土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)への申請が必要となります。

(2) 公園施設管理許可

行政(公園管理者)以外の第三者が公園の施設を管理する場合におこないます。具体的には、公園の駐車場や行政が設置した売店を第三者が管理する場合などがあります。許可にあたって使用料が発生し、原則として有償となります。

[公園愛護会や地域の皆さんに関連するものは]

公園緑地事務所が設置した倉庫を愛護会が管理する場合が該当します。なお、これらの場合は、申請者が公園愛護会であれば原則として使用料が100%免除され、無償となります。許可期間は5年で、継続するには更新手続きが必要となります。

設置にあたっては土木事務所(大規模な公園等の場合は公園緑地事務所)への申請が必要となります。

(3) 公園占用許可

公園内に公園施設以外の工作物などを第三者が設置する場合におこないます。具体的には公園内の電柱や電線などがありますが、設置できる種類は都市公園法により厳しく制限されています。許可にあたって使用料が発生し、原則として有償となります。

[公園愛護会や地域の皆さんに関連するものは]

自治会町内会が設置する「自治会町内会掲示板」などが該当します。なお、これらの場合は、原則として使用料が100%免除され、無償となります。許可期間は5年で、継続するには更新手続きが必要となります。

設置にあたっては土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)への申請が必要となります。

(4) 公園内行為許可

公園内でお祭りなどの行事やイベント、幼稚園や保育園の運動会などをおこなう場合、原則として行為許可申請を行う必要があります。許可にあたって原則として使用料が発生します(愛護会、自治会町内会などが行う場合は使用料が免除になる場合があります)。

許可にあたっては、行事の内容、誰が申請しているのかなどにより、許可できる内容と許可できない内容があります(8章)。

[公園愛護会や地域の皆さんに関連するものは]

地域のお祭り

「自治会町内会のお祭り。許可の申請は必要なの?」と問合せが来る場合があります。

地域のお祭りなど、毎年開催されており、自治会・町内会の回覧、チラシ・ポスターなどで地域の皆さんに十分PRが行われているものについては、手続きを簡略化できる場合がありますので、申請先までお問い合わせください。

公園に関する問い合わせ

公園の大きなイベントや撮影などの許可を行う場合、あらかじめ、愛護会のみなさまに土木事務所や公園緑地事務所から地域の事情を把握するため「このような申請が来ていますが、許可を出して支障はありませんか?」といった問合せをさせていただく場合がありますので、その節はご協力をお願いいたします。



～さまざまな許可による使用料は～

設置許可使用料、管理許可使用料、占用許可使用料、行為許可使用料などによる収入は年間2億円近くになります。これらのお金は市の歳入として扱われ公園の維持管理に使われています。

トピックス

【皆さんの公園もテレビに映っている?!】

横浜市内では公園内でのテレビドラマやCMの撮影が数多く行われています。

山下公園などの知名度の高い公園だけではなく、皆さんに身近な公園でも撮影が行われています。

これらは、撮影業者に対して撮影についての行為許可を出した上で行われています。

テレビをよく見ていると、皆さんの近くの公園が登場しているかもしれませんね

トピックス

【無許可サッカー教室】

最近、公園の広場などで、営利を目的とした「子供向けのサッカー教室」が正式な許可の手続きを取らずに開催され、大きな問題となっています。



「禁止」

横浜市公園条例などでは、こうした「業としてのサッカー教室」を公園で開催することを認めていません。また、土木事務所や公園緑地事務所には、市民の皆さんからの「公園に遊びに行ったら、サッカー教室をやっていて広場が使えなかった」、「地域の子どもたちのサッカーチームの活動が困難になってしまった」などといった、お困りの声が数多く寄せられています。



「注意」

こうした教室の開催者は、愛護会長や自治会・町内会長に対し直接「僕たちはボランティアで子どもたちにサッカー教室を開きたいと思っているので許可をください」という言い方で相談をもちかけ、行政には「地域の許可をもらった地域の活動です」として活動を正当化しようとする場合が多いようです。

このようなサッカー教室に関する相談を開催者から受けたり、あるいはその疑いのある行為が見受けられた場合は、環境創造局水緑管理課（電話 671-2642）までご連絡下さい。

